

世の中、そんなにいい話があるわけない！

あなたの財布が狙われています

消費生活に関するトラブルは、「点検商法」や「催眠商法」、「開運商法」といった高齢者を狙ったものが代表的な事例として挙げられています。月々は、最近特徴的な3つの事例を紹介しながら、市民の皆さんが被害者にならないために、一緒に対策を考えたいと思います。

■未公開株トラブル

【事例】

A社から「近々上場するB社の株を買わないか」と電話があったが断った。数日後にC社、D社から立て続けに、B社の株を持っていないか。持っていれば買い取る。B社は将来性のある会社だから、今後値が上がるかもしれない」という電話があった。その後、またA社から勧誘電話があったので、250万円分を購入した。B社が上場したようすが、大丈夫か。

【解説】

証券取引所などに上場していない株のことを未公開株といいます。上場後の初値が公募価格購入した価格より高ければ利益が出ますが、一方で、4年間待っているが、ま

だ上場されない」、「上場されないまま、業者と連絡がとれなくなった」という相談が少なくありません。

特に、最近の未公開株の勧誘は、一度断っても投資顧問会社を名乗る者が電話をかけて購買欲をおおるなど、悪質な例が増えています。

【未公開株の取り扱い】

未公開株の売買や投資勧誘を業として行えるのは、第一種金融商品取引業の登録を受けている証券会社などに限られています。また、未公開株の多くは譲渡制限があり、取得しても、その発行会社の取締役会で承認されなければ、名義書換ができず株主として認められません。

【アドバイス】

勧誘業者や未公開株の発行会社が実在するか確認する。法務局の商業登記簿や金融庁のホームページなどを調べ、少しでも不安があれば

断ることが大切です。

上場する見込みがあるか調べる。未公開株は、上場されなければ換金する方法がほとんどありません。

上場されても、株価の初値が購入価格より高くなるとは限りません。将来の株価を正確に予測することは不可能です。「値上がり確実」という勧誘業者の説明をうのみにするのは大変危険です。

■パチンコ攻略情報トラブル

【事例】

インターネットを見てパチンコ攻略法を申し込み、入金1万円を支払った。簡単な説明書が入ったCD-ROMが送られてきたが、よく分からなかった。電話をすると言葉巧みに誘導され、さらに詳しい攻略法を60万円で購入した。そ



消費生活センターの相談受付状況(平成21年度)

年齢別相談件数

年齢	件数	年齢	件数
20歳未満	30	50歳代	254
20歳代	135	60歳代	263
30歳代	210	70歳以上	284
40歳代	195	その他・不明	30
合計	1,401件		



相談内容別件数(複数分類)

項目	件数
1 契約・解約	1,066
2 販売方法	367
3 品質・機能	159
4 接客対応	109
5 価格・料金	53

トラブルとなった主な購入方法の内訳

項目	件数
1 店舗販売	492
2 通信販売	215
3 訪問販売	148
4 電話勧誘販売	66
5 その他無店舗販売	44

れでも効果がなく、個別指導付き攻略法を120万円で購入したところ、具体的な手順書が送られてきたが、実現不可能な内容でだまされたと思ふ。解約返金してほしい。

【解説】

このような商売は以前からありましたが、いつの間にか高額な契約をしてしまったという相談が後を絶ちません。

事例は、パチンコやパチスロ攻略情報に関するトラブルの典型的な

例です。必勝法と示されたものが、本当かつそこからなかつたり、実現不可能でも、業者から指示どおりにできていないからだとか、もっと確実な方法があるなどと言われ、さらに高額なものを購入するよう言葉巧みに誘導されます。

また、数年前に購入した攻略情報について、損失を取り返せる、「以前の攻略本を買い取る」と言つて、逆に手数料や査定料を請求したり、新たな攻略法を売りつけたりする業者もいます。こうした業者の多くは、取れるところから徹底的に取る」とする悪質な業者です。

【アドバイス】

パチンコやパチスロで、必ず儲かる攻略法はありません。取引しないことが大切です。

解約を申し出ようとしても連絡が取れないケースが少なくありません。詐欺的業者も多く、返金交渉が難しいことを認識しましょう。

■無料サイトの先にあるワナ

【事例】

携帯電話から無料懸賞サイトに応募すると、懸賞に当たりました。賞金を受け取ってくださいというメールが届いた。メールに表示されたサイトにアクセスしたところ、懸賞金を受け取るためにはメールでの手続きが必要で、何回

もやり取りをした。初めに無料ポイントがついていたが、すぐになくなり、ポイントを購入してメールを続けた。合計30万円分もポイントを購入したのに、いつまでも賞金ももらえない。

【解説】

「懸賞に当たりました」悩み事の相談に乗ってください」などのメールをきっかけに、出会い系サイトを利用することになり、支払いが高額になってしまった方からの相談が寄せられています。出会い系サイトでは、通信料のほかにサイト運営会社に利用料を支払う必要があり、多くはサイト内で使えるポイントを購入させて支払いに充てる仕組みになっています。

悪質なサイトでは、いろいろな理由をつけて頻りにメールのやり取りをさせ、ポイントを多く使わせることによって高い利用料を得ようとしています。中には、運営責任者の所在が不明なものもあります。

【アドバイス】

一度支払ったお金を取り戻すのは難しいものです。「やめる勇氣」を持ちましょう。

自分では無料サイトに登録したつもりでも、その裏で同時に複数の出会い系サイトに登録されているケースもあります。無料だからといって安易に登録するのはやめ

ましょう。

不当な請求は支払わない。サイトに登録しただけで請求がくることがあります。サイトを利用していなければ支払つ義務はなく、利用しても、利用規約がない名目の料金は支払つ必要はありません。

消費生活センターにご相談ください

消費生活センターは、衣食住など生活にかかわる契約トラブル、商品やサービスに対する苦情や問い合わせ、多重債務などの相談を受けたり、悪質商法についての出前講座を無料で行っていきます。

相談には、専門の相談員が情報提供や助言を行い、必要に応じて斡旋も行います。また、内容によっては、弁護士相談や専門機関を紹介することもあります。

普通に生活していても、悪質商法などの被害にあつた時代です。おかしいな、困つたなと思つたら、一人で悩まず消費生活センターに相談してください。また、周りの方も異変に気づいた場合は、相談に行くように勧めましょう。

相談問合せ 月～金曜日の9時30分～15時30分に消費生活センター(中央図書館5階)へ

2954 7799